

平成28年5月25日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

従来、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条第1項及び第2項の規定により、特定非常災害の被害者の権利利益であって、その存続期間が特定非常災害の発生日以後に満了するものについては、告示で定めるところにより、当該権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができるものとされております。

今般、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、平成28年熊本地震が特定非常災害に指定されるとともに、同法第3条第2項の規定に基づく厚生労働省告示（「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成28年9月30日とする措置を指定する件」）により、同省関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該災害の被害者による延長の申出を必要とせず、一律に平成28年9月30日まで延長する措置を講ずることとされました。

このようなことから、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、及び精神・障害保健課連名により、各都道府県等障害保健福祉主管部（局）宛に事務連絡が出されるとともに、本会に対しても、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、平成28年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等につきましては、平成28年5月11日付（地Ⅲ36）をもって貴会宛にお送り申し上げたところですが、今般の事務連絡の内容等を踏まえ、別添のとおりリーフレットが刷新され、同省精神・障害保健課より本会に対して、周知方依頼がありました。今後、新たにリーフレットを印刷する際には、本リーフレットを活用していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。